広島県私立専修学校新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、私立専修学校における新型コロナウイルス感染症の予防と拡大防止に向けた取組を支援するため、保健衛生用品及び消耗品の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、広島県補助金等交付規則(昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。)に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者等)

- 第2条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、広島県内に私立専修学校を設置している者のうち、次の補助金を受けていない者とする。
 - (1) 国又は他の地方公共団体等が実施する新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止のために 購入する保健衛生用品及び消耗品の購入経費に対する補助金
- 2 補助金の交付の対象となる保健衛生用品及び消耗品(以下「補助対象品」という。)は、別表 1のとおりとする。
- 3 補助金の交付上限額(以下「補助上限額」という。)は、生徒数に応じて定めるものとし、別表2のとおりとする。
- 4 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付決定のあった年度の4月1日から知事が別に 定める日までとする。

(補助金の額等)

- 第3条 補助事業者に交付する補助金の額は、学校ごとに、別表1に定める補助対象品の購入経費 の総額と別表2に定める補助上限額を比較して、いずれか低い額を交付する。
- 2 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第4条 規則第3条第1項及び第3項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、提出部数は1部とする。
- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、知事が別に定める日までに、前項の補助金交付申請 書及び添付書類を知事に提出しなければならない。

(交付の決定等)

- 第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金 を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付の決定を行い、補助事業者に通知するもの とする。
- 2 規則第5条第1項及び第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 知事が補助事業について、必要に応じて報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、 これに応じること。
- (2) 補助金の増額又は3割以上の減少をする場合においては、様式第2号の変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3)補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第3号の中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (4)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第5条第1項の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による補助金に係る実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、 その提出期限は当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から 起算して30日を経過した日又は別に定める日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定等)

- 第8条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、これを審査し、必要に応じて調査等を 行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に 適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、第9条第1項ただし書 に規定する概算払により既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、 その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、 知事は補助事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第16条第1項の規定により、概算払 により交付することができる。 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、様式第5号による 概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第10条 知事は、規則第17条第1項及び第2項に規定する場合及び第5条第2項第3号の補助 事業の中止又は廃止の申請があった場合のほか、次に掲げる場合には補助金の交付決定の全部又 は一部を取り消すことができる。
- (1)補助事業者が、県に提出した補助金の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失により事実と異なる報告をしたと認められる場合
- (2)補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- (3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の経理)

- 第11条 補助事業者は、補助金の経理について、補助金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完 了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月17日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

補助対象品	具体例	備考
マスク	布製マスク、紙製マスク 等	
消毒液	アルコールを含む消毒液、次亜塩素酸ナト リウムを含む消毒液 等	業者委託による校内消毒は対象 外。
体温計	非接触型体温計、デジタル体温計	水銀体温計を除く。
その他	手袋(使い捨て手袋を含む。)、除菌シート、 脱脂綿(アルコール綿含む。)、ハンドソー プ、ペーパータオル、フェイスシールド、 ビニールカーテン、パーテーション 等	感染症予防の観点から使用される 消耗品に限る。

[※]上記の対象は消費税を含む。ただし、1品につき 100 千円以上の物品は除く(消費税を含む。)。

別表2 (第2条関係)

()[-2][-2][-2][-2][-2][-2][-2][-2][-2][-2]			
生徒数(人)	補助上限額(千円)		
1~80 人	100 千円		
81~160 人	200 千円		
161 人~	300 千円		

[※]生徒数は、補助金の交付決定のあった年度の5月1日現在の数字とする。